

改正

令和2年4月1日要綱第175号

武蔵野市ようこそ美しいまち推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他人に対し危険かつ不快な路上における喫煙及びまちの美観を害するタバコの吸い殻等の投捨てを防止し、安全で清潔かつ美しいまちづくりを推進するための事業（以下「ようこそ美しいまち推進事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、ようこそ美しいまち推進事業を実施するため、市民及び関係機関と協力し、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において路上とは、道路その他一般交通の用に供する場所をいう。

(路上禁煙地区及び喫煙所の指定)

第4条 市長は、路上における喫煙により他人に不快感を与えることを防止するため、特別な措置を講ずる必要があると認める地区（以下「路上禁煙地区」という。）及び路上禁煙地区内において特別に喫煙することができる場所（以下「喫煙所」という。）を指定することができる。

2 市長は、路上禁煙地区若しくは喫煙所を指定したとき又はそれらの指定を解除し、若しくは変更したときは、市報への掲載その他の方法により市民及び関係者に対し周知を図るものとする。

(中止要請等)

第5条 市長は、路上禁煙地区内の路上において喫煙をしている者を認めたときは、その者に対し喫煙を中止し、又は喫煙所に移動して喫煙するよう求めることができる。

(マナー推進員)

第6条 市長は、前条の規定による中止等の要請を実施する者（以下「マナー推進員」という。）を置くことができる。

2 マナー推進員は、その身分を証する書面を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ようこそ美しいまち推進事業の実施について必要な事項は、

市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年3月15日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第175号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。